

別表一中「第十二条、第十七条、第十九条」を「第六条、第十七条、第二十条」に改め、同表を別表とする。

(別表二)を削る。

(組合等登記令の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 施行日前に組合等がその従たる事務所の所在地でした代理人の選任の登記は、その登記をした日に、組合等がその主たる事務所の所在地でしたものとみなす。

2 登記官は、この政令の施行の際現に従たる事務所の所在地における代理人の登記が存するときは、その職権で、当該登記を主たる事務所の所在地における登記簿に移さなければならない。

3 前一項に定めるもののほか、前条の規定による組合等登記令の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(司法書士法施行令の一部改正)

第二十七条 司法書士法施行令(昭和五十三年政令第三百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立されたもの」を「一般社団法人若しくは一般財團法人であるもの」に改め、同条第七号中「民法第三十四条の規定により設立されたもの」を「一般社団法人又は一般財團法人であるもの」に改める。

(土地家屋調査士法施行令の一部改正)

第二十八条 土地家屋調査士法施行令(昭和五十四年政令第一百九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立されたもの」を「一般社団法人若しくは一般財團法人であるもの」に改め、同条第七号中「民法第三十四条の規定により設立されたもの」を「一般社団法人又は一般財團法人であるもの」に改める。

(公証人手数料令の一部改正)

第二十九条 公証人手数料令(平成五年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「含む。」の下に「並びに一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三十三条及び第五百五十五条」を加える。

第五章 外務省関係

(細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律施行令の一部改正)

第三十条 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律施行令(平成七年政令第三百九十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律施行令

第三十一条 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律施行令(平成七年政令第三百九十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律施行令

第一条中「細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律」を「細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律」に改める。

第二条第二項ただし書中「これらの法人の監督に関する事務の主任の大臣」とし、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人である場合にあつては当該法人の主管部门」を「これらの法人の監督に関する事務」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部改正)

第三十一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令(昭和二十九年政令第三百三号)の一部を次のように改正する。

第七条の二中「基づき」を「基づき」に、「財團法人日本生産性本部」を「財團法人社会経済生産性本部」(昭和三十年三月一日に財團法人日本生産性本部といふ名称で設立された法人をいう。)に改める。

(関税法施行令の一部改正)

第三十二条 関税法施行令(昭和二十九年政令第三百五十号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の二中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財團法人」に改める。

(関税定率法施行令の一部改正)

第三十三条 関税定率法施行令(昭和二十九年政令第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の二中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財團法人」に改める。

第二十二条中「民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財團法人」に改める。

第七章 文部科学省関係

(著作権法施行令の一部改正)

第三十四条 著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第六号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財團法人」に、「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

第三条第一項第二号中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

第二十九条中「民法」の下に(明治二十九年法律第八十九号)を加える。

(独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令の一部改正)

第三十五条 独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令(平成十七年政令第三百二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号を次のように改める。

一 一般社団法人及び一般財團法人

第八章 厚生労働省関係

(健康保険法施行令の一部改正)

第三十六条 健康保険法施行令(大正十五年勅令第三百四十二号)の一部を次のように改正する。

第五十九条を次のように改める。

(残余財産の帰属)

第五十九条 解散した連合会の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、会長は、厚生労働大臣の許可を得て、連合会の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前一項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第五十九条の次に次の十五条を加える。

(清算中の連合会の能力)

第五十九条の二 連合会が解散したときは、清算の目的の範囲内において、その清算の結果に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第五十九条の三 連合会が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、会長、副会長及び理事がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において会長、副会長及び理事以外の者を選任したときは、この限りでない。